

# 令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資するため、自らが運転する自動車に安全運転支援装置を後付けで設置する高齢者に対し、予算の範囲内で交付する令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、愛知県内の店舗等において設置するものをいう。
- (2) 後付け装置取扱事業者 安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者で、かつ、愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。
- (3) 店舗等 次のいずれにも該当する店舗、事業所等をいう。
  - ア 原則として、後付け装置取扱事業者又は後付け装置取扱事業者の会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社が運営するもの
  - イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの
- (4) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 安全運転支援装置を設置することが可能なもの
  - イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

## (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、安全運転支援装置を購入し、自動車に設置する事業とする。

## (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和4年3月31日現在で65歳以上となる者
- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と運転免許証に記載されている氏名が同一である者。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (5) 自動車税及び軽自動車税その他の市税の滞納がない者
- (6) 安全運転支援装置を設置する目的が転売等でない者
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供する者
- (8) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (9) 安全運転支援装置の機能及び適切な使用方法について、販売及び設置事業者から説明を受けた者
- (10) 過去に同一の補助対象経費（補助事業に要する経費をいう。以下同じ。）に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて同意する者
- (12) 安全運転支援装置設置後1年以上当該装置を使用する者。ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - ア 天災等による破損等自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
  - イ 補助事業者が病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許証を返納したとき。
  - ウ その他市長が認めたとき。
- (13) 補助金の交付後に前各号のいずれかに該当しないことが判明した場合に、補助金を返還することについてあらかじめ同意する者（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる安全運転支援装置の機能の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 障害物検知機能付き 補助対象経費から40,000円を減額した額に5分の4を乗じて得た額とし、32,000円を上限とする。

(2) 障害物検知機能なし 補助対象経費から20,000円を減額した額に5分の4を乗じて得た額とし、16,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助対象経費には、安全運転支援装置を設置したときに行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を含まないものとする。

4 補助金の交付は、補助事業者1人につき1回限り（岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）により交付したものを含む。）とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業に着手する日の前日又は令和4年2月10日のいずれか早い日までに、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 補助対象経費を確認できる書類の写し（補助事業者と補助事業に係る契約を締結した者（以下「施工業者」という。）が発行したものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により、前条による交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下

「申請者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の通知をした日の翌日から起算して15日以内に、その旨記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 申請者は、補助対象経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金変更等承認申請書(様式第3。以下「変更等承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その変更内容等を審査し、その内容が適当であると認めるときは、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は第7条の交付決定のあった日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 施工業者が発行する安全運転支援装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し

(2) 補助事業に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金額確定通知書(様式第6)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の額の確定通知書を受けた申請者は、速やかに令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付請求書(様式第7)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第13条 市長は、申請者に対し補助事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第4条第1号から第12号までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付から1年を経過するまでの間に、補助事業により安全運転支援装置を設置した自動車を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(雑則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の令和3年度岩倉市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置した安全運転支援装置に係る補助金について適用し、施行日前に設置した安全運転支援装置に係る補助金については、

なお従前の例による。